

税制改正要望項目

**平成 13 年 8 月
金融庁**

目次

- 1 . 証券市場の構造改革のための税制措置
 - (1) 株式等譲渡益課税に係る税制措置
 - (2) 株式投資信託に係る税制措置
 - (3) E T F（株価指数連動型上場投資信託）の対象指数の拡大に伴う税制措置
 - (4) 配当課税に係る税制措置
 - (5) 高齢者貯蓄を経済活性化に役立たせるための贈与税の特例措置

- 2 . 金融資本市場の基盤整備に資する税制措置
 - (1) 証券決済システムの改革に伴う税制措置
 - (2) 厚みのある公社債市場の育成のための税制措置
 - (3) 公社債投資信託の会計基準変更に伴う税制措置

- 3 . その他の要望項目

1 . 証券市場の構造改革のための税制措置

個人投資家が、来るべき高齢化社会にも備え、リスクとリターンを自主的に選択し、個人金融資産のより効率的な運用を図ることが重要である。

また、個人投資家自らが主体的に証券市場に参加し資産の効率的運用を図ることで、ベンチャー企業を含む成長企業に対するリスクキャピタルの供給等、効率性の低い部門から効率性や社会的ニーズの高い成長部門へと資金を移動させることにより、経済の構造改革が促進されることが必要不可欠である。

このため、貯蓄尊重から投資重視への政策の力点の置き換えなどを踏まえ、個人投資家の積極的な市場参加のための環境整備を図るための税制措置を講ずる。

- (1) 株式等譲渡益課税に係る税制措置（所得税・個人住民税）
- (2) 株式投資信託に係る税制措置（所得税・個人住民税）
- (3) E T F（株価指数連動型上場投資信託）の対象指数の拡大に伴う税制措置（所得税・個人住民税）
- (4) 配当課税に係る税制措置（所得税・個人住民税）
- (5) 高齢者貯蓄を経済活性化に役立たせるための贈与税の特例措置（贈与税）

(1) 株式等譲渡益課税に係る税制措置（所得税・個人住民税）

申告分離課税の改善

上場株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度について、株式投資というリスクを取ることを踏まえた投資優遇税制とする。

譲渡損失の繰越控除制度の創設

諸外国においても譲渡損失の繰越控除制度が設けられていることを踏まえ、わが国においても5年を限度とする譲渡損失の繰越控除制度を創設する。

国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
譲渡益への課税方式	申告分離	総合	総合	原則非課税 大口取引、短期売買等は総合課税	申告分離
繰越控除	不可	可	可	大口：可 短期：不可	可
繰越期間		無期限	無期限	大口：無期限	5年

税率の引き下げ

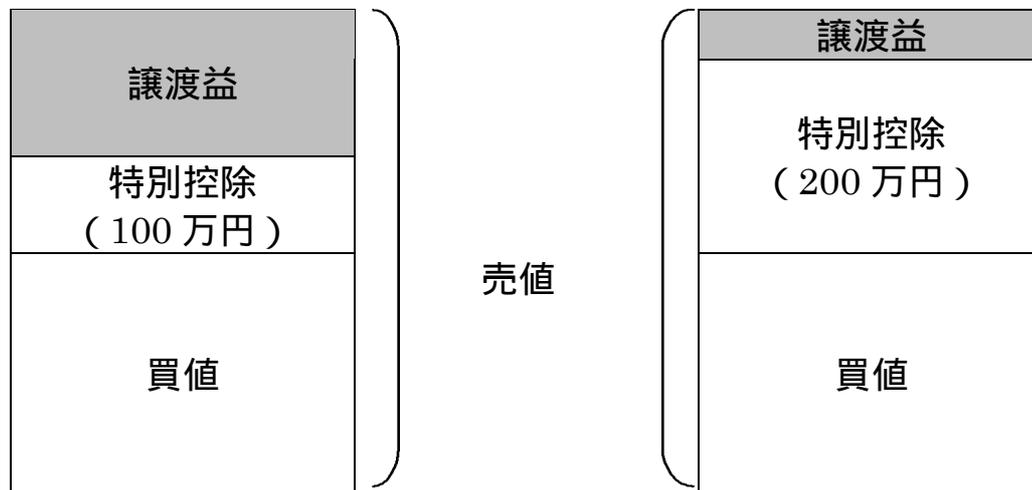
投資促進の観点から税率の引き下げを行う。

	所得税	住民税	合計
株式等の譲渡益 (現行の申告分離)	20%	6%	26%
預金利子等 (源泉分離課税)	15%	5%	20%
要望	7.5%	2.5%	10%

長期保有上場株式等に対する優遇策の拡充・恒久化

15年3月31日までの時限措置とされている1年超の長期保有上場株式等に対する少額譲渡益非課税制度について、期限を限らず長期の株式保有を促進する観点から恒久的な措置とする。

また、上場株式等の譲渡益に限らず公募契約型の株式投資信託（平均50%以上の株式組み入れ比率を有するもの、以下「適格株式投信」という）に係る期中の収益分配金、終了、解約時の収益分配金（償還差益、解約差益）も対象に含めることとし、これにあわせて特別控除枠を100万円から200万円に拡大する。



（現行）		（要望）
100万円	特別控除枠	200万円
上場株式等の譲渡益	対象	上場株式等の譲渡益 適格株式投信の収益分配金
15年3月末まで （時限措置）	適用期間	制限なし （恒久措置）

申告不要制度の創設

投資家にとって簡易な納税の仕組みを設けるため、申告不要制度を創設する。仕組みとしては別紙の3案が考えられるが、関係者等と今後さらに協議し、具体的な内容について詰める（別紙1参照）。

円滑な制度移行のための経過措置

源泉分離課税制度は15年3月末までの措置であることを前提とした上で、現在の制度利用者が円滑に申告分離課税に移行できるよう所要の手当てを行う。

取得価格が不明な株式等への対応

取得価格が不明な株式等（保護預り等の形で15年3月末までに取得されていることが明らかなもの）については、15年3月末まで源泉分離課税制度のもとでクロス取引が可能であることを踏まえ、3月中の平均価格に1/1.0525をかける価格（源泉分離課税制度のもとで売却した場合に適用される取得価格）をもって取得価格とすることができることにする。

現行の源泉分離課税制度利用者への経過措置

個人投資家の約7割が源泉分離課税を選択しているという現状を踏まえ、15年4月以降当分の間、以下の仕組みの下で源泉分離課税制度の利用を認める。

1年毎の更新制とし、当該年の全ての取引について源泉分離課税を適用する。

1度申告分離課税を選択した者は源泉分離課税制度を選択することはできないものとする。

申告分離課税の税率の引き下げに合わせて、税率を譲渡代金の2%程度に引き上げる（現行は1.05%）。

(2) 株式投資信託に係る税制措置（所得税・個人住民税）

個人投資家の株式市場への参加を戦略的に促進する観点からは、集团的投資スキームとして株式と比べて一般投資家にとり投資しやすい公募契約型の適格株式投信（平均 50%以上の株式組み入れ比率を有するもの）についても株式に準じて投資というリスクを取ることを踏まえた投資優遇税制とする。

源泉徴収税率の引き下げ

株式等の譲渡益についての申告分離課税税率の引き下げに合わせて、適格株式投信に係る期中の収益分配金、解約、終了時の収益分配金（解約差益・償還差益）に対する源泉徴収の税率を引き下げる。

	所得税	住民税	合計
収益分配金課税 （現行の源泉分離）	15%	5%	20%
要望	7.5%	2.5%	10%

損益通算の導入

現行の公募契約型の株式投資信託に係る期中の収益分配金、解約、終了時の収益分配金（解約差益・償還差益）に対する源泉徴収の基本的枠組みを維持しつつ、他の適格株式投信に係る損失（解約差損・償還差損）が発生した場合には申告を行うことにより損益通算を行い、さらに株式等の譲渡損益に関して申告を行う場合はそれも通算することにより、源泉徴収された税金の還付を受けることができるようにする。

長期保有株式投資信託に対する優遇策の導入

1年超の長期保有適格株式投信に係る期中分配金、解約、終了時の収

益分配金（解約差益・償還差益）については、上場長期保有株式等の譲渡益と合わせて200万円の特別控除の対象とすることとする。

損失の繰越控除

上記の損益通算の結果、なお適格株式投信に係る損失が残る場合は、申告により株式と同様5年間の繰越控除を認めるものとする。

（注）

株式等譲渡益及び適格株式投信収益分配金の損益通算等の計算のイメージは別紙2参照。

(3) E T F (株価指数連動型上場投資信託) の対象指数の拡大に伴う税制措置 (所得税・個人住民税)

E T F については、特定株式投資信託として株式並み課税が行われているが、その対象となる株価指数については、租税特別措置法施行規則等により 4 種類に限定されている。今般、E T F の商品の多様化を図る観点から、様々な株価指数を E T F の対象指数とできるよう、包括的な税制措置を求める。

現行	要望
<p>投信法上の E T F であって、対象指数を以下の 4 種類とする (租税特別措置法施行規則等により限定)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東証株価指数 ・ 日経株価指数 3 0 0 ・ 日経平均株価 ・ S & P / T O P I X 1 5 0 	<p>投信法上の E T F とする。</p>
<p>ETF の投信法令上の定義規定 投資信託約款に 特定の株価指数 (証券取引所に上場されている株式等について多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものとして金融庁長官が指定するもの) に連動するよう運用すること 当該株価指数に採用されている株式バスケットと受益証券の交換を行えること 当該受益証券が証券取引所に上場されていること又は店頭登録されていること 等が定められた証券投資信託</p>	

(4) 配当課税に係る税制措置（所得税・個人住民税）

現行の配当課税は、少額の配当については確定申告を不要とする措置がとられているが、その適用範囲を拡大する。

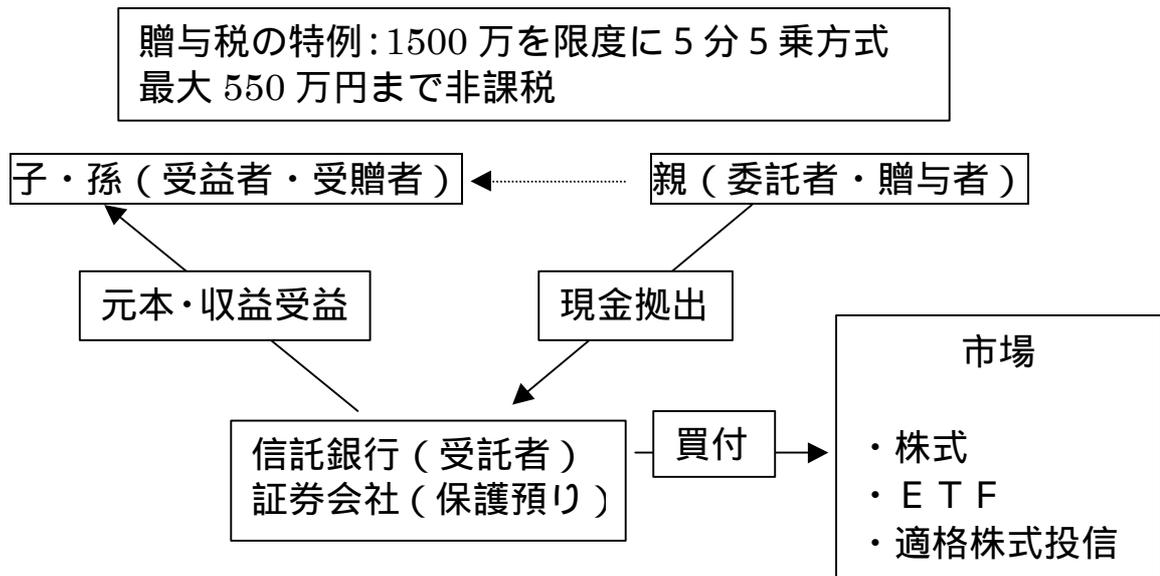
	現行		要望	
	所得税	住民税	所得税	住民税
1回の支払配当の金額が25万円（年1回50万円）以上のもの又は発行済株式総数の5%以上の株式に係る配当	総合課税 （20%の源泉徴収）	総合課税	総合課税 （20%の源泉徴収）	総合課税
発行済株式総数の5%未満の株式に係る配当で1回の支払配当の金額が25万円（年1回50万円）未満のもの	総合課税 （20%の源泉徴収） または 源泉分離課税（35%）の選択制	総合課税	申告不要 （20%の源泉徴収）	非課税
1回の支払配当の金額が5万円（年1回10万円）以下のもの	申告不要 （20%の源泉徴収）	非課税		

また、現行の配当控除制度の計算方式は昭和48年度以降据え置きとされているが、配当控除の適用状況の変化等も踏まえ控除率の引き下げが行われる限度額を1000万円から2000万円へ引き上げる。

配当控除の割合	現行	要望
配当所得の5%（所得税） 1.4%（住民税）	課税総所得金額が1000万円超の部分	課税総所得金額が2000万円超の部分
配当所得の10%（所得税） 2.8%（住民税）	課税総所得金額が1000万円以下の部分	課税総所得金額が2000万円以下の部分

(5)高年齢貯蓄を経済活性化に役立たせるための贈与税の特例措置(贈与税)

60 歳以上の高年齢者世帯に貯蓄の 50%程度が集中している現状を踏まえ、高年齢者貯蓄を経済活性化に役立たせ個人投資家の市場参加につなげていく観点から、親子間等の株式等の贈与について、5年間の時限措置として贈与後の長期（1年超）保有を条件に贈与税の特例を与えることとする。



2 . 金融資本市場の基盤整備に資する税制措置

活力ある金融システムの構築及び金融資本市場の効率性・安定性の確保に向け、証券決済システムの改革、厚みのある公社債市場の育成、公社債投資信託の会計基準変更に関連して、税制上の所要の措置を講ずる。

(1) 証券決済システムの改革に伴う税制措置

証券取引のグローバル化の下で、証券市場の国際競争力を左右するインフラである証券決済システムを、より安全で効率性の高いものに改革していくことは重要な課題である。

第151回国会においては、CPのペーパーレス化及び新たな振替制度の創設を目的とした「短期社債等の振替に関する法律」が成立した。また、今後CP以外の社債等についても制度整備を行う予定である。こうした制度整備に伴って、以下の措置を講ずる。

短期社債等の税制に係る措置の整備（所得税・法人税・消費税・法人住民税等）

短期社債等（ペーパーレス化されたCP）の商品性を現行の約束手形CPと同様に維持するために、源泉徴収免除等の必要な措置を講ずる。

社債等の振替制度創設に伴う税制上の措置の整備（所得税・法人税・相続税・消費税・国税通則法・個人住民税・法人住民税）

現在検討している「社債等の振替に関する法律（仮称）」における社債等について、現行の「社債等登録法」に基づく登録社債等と同様に、金融機関等の源泉徴収を免除する等の必要な措置を講ずる。

約束手形CPに対する印紙税に係る特例措置の延長（印紙税）

約束手形 C P に対する印紙税について、現行の特例措置（手形金額に関わらず、一通につき 5 千円の定額税率を適用）を延長する。

(2) 厚みのある公社債市場の育成のための税制措置

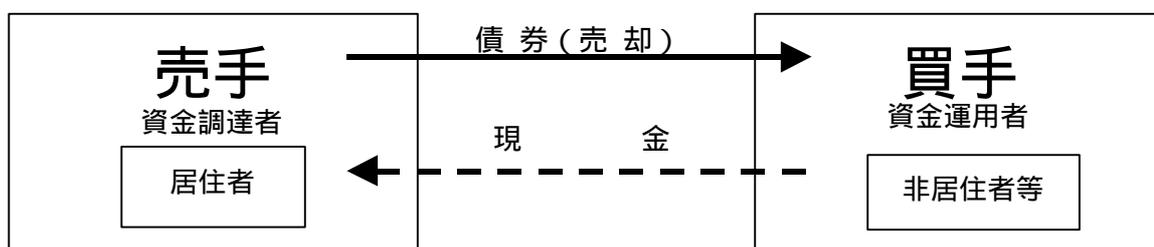
企業の資金調達手段の多様化等を図るためには、公社債の流通市場やレポ市場等がより厚みのある市場になることが必要であり、非居住者等の積極的参加を図る観点から、以下の措置等を講ずる。

非居住者等が受け取るレポ取引に係る貸付金等の利子に対する源泉徴収の免除（所得税）

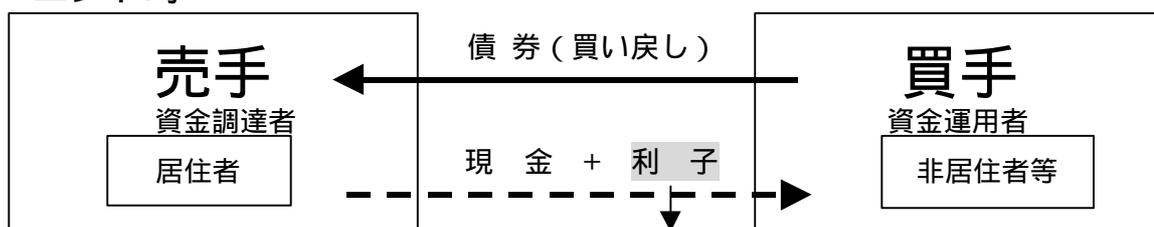
本年 4 月に、国際的にスタンダードとなっている取引形態によるレポ取引市場が整備されたことを踏まえ、当該市場への非居住者等の参加を促し、東京市場の国際化を図る観点から、諸外国と同様、非居住者等が受け取るレポ取引に係る貸付金等の利子について、源泉徴収を免除する。

< レポ取引の仕組み >

スタート時



エンド時



源泉徴収対象 = 非居住者等の運用利回り低下

非居住者等への民間国外債（内国法人が国外で発行した債券）の利子、発行差金の非課税措置の延長（所得税）

わが国企業の資金調達手段の多様化及び円の国際化を図る観点から、非居住者等への民間国外債の利子、発行差金の非課税措置を延長する。

国内事業法人が受け取る公社債利子に対する源泉徴収の免除（所得税・法人住民税）

厚みのある公社債市場の育成のため、国内事業法人が受け取る公社債利子に対する源泉徴収を免除する。

（注）公社債利子は、金融機関等では源泉徴収を免除されているのに対し、国内事業法人は源泉徴収を受けることから、いわゆる非課税玉と課税玉の間で市場が分断されており、その解消が急務。

(3) 公社債投資信託の会計基準変更に伴う税制措置（所得税）

信託財産の時価評価導入の結果、追加型公社債投資信託が元本割れする可能性が生じたことに鑑み、追加型公社債投資信託の元本及び収益の分配の税法上の計算方法を、時価による追加設定のできない現行方式から追加型株式投資信託と同様の個別元本方式へ移行する。

	収益が生じた場合	元本割れが生じた場合
現行方式	<ul style="list-style-type: none">・ 決算日に元本（例えば1万円）超過部分を全て分配。・ 常に元本額で追加設定可。・ 収益分配金は全て課税。	<ul style="list-style-type: none">・ 分配に係る税務上の規定なし。・ 追加設定、収益分配が不可。
要望（個別元本方式）	<ul style="list-style-type: none">・ 個々の受益者の購入価額（個別元本）を把握。・ いつでも時価により追加設定を可能とする。・ 実際の利益に即して課税。	

3 . その他の要望項目

- ・ 上場株式等による自己株式の公開買付を行う場合のみなし配当課税の免除措置の延長（所得税）
- ・ 利益消却に係るのみなし配当課税の特例の優先出資証券への適用（所得税）
- ・ 株式分割等に係る印紙税の非課税措置の優先出資証券への適用（印紙税）
- ・ 非居住者等が受け取る国内公社債の利子等に対する非課税措置の拡充（所得税・法人税）
- ・ 非居住者等の受け取る一括登録国債の利子に係る源泉徴収免除制度において、法人格を有さない外国ファンドに関する規定の整備を図ること（所得税・法人税）
- ・ 短資会社を租税特別措置法第 8 条に定める源泉徴収不適用の金融機関とすること（所得税・法人住民税）
- ・ 生命保険料の所得控除限度額を引き上げること（所得税・個人住民税）
- ・ 個人年金保険料の所得控除限度額を引き上げること（所得税・個人住民税）
- ・ 個人年金信託への拠出金・給付金に対する税制上の特例措置の創設（所得税・個人住民税）
- ・ 死亡保険金の相続税非課税限度額を引き上げること（相続税）
- ・ 責任準備金対応債券に係る税務上の区分の創設（法人税）
- ・ 地震保険料の所得控除制度を創設すること（所得税・個人住民税）
- ・ 高齢社会対応商品を対象とする新たな保険料控除制度を創設すること（所得税・個人住民税）
- ・ 損害保険料の所得控除限度額を引き上げること（所得税・個人住民税）
- ・ 自賠償保険の運用益等に係る責任準備金の非課税措置（法人税・法人住民税）
- ・ 火災保険等における異常危険準備金積立率と同洗替保証率を引き上げること（法人税・法人住民税）
- ・ カントリーリスクに対応する新たな引当金制度の創設（法人税）
- ・ 船主相互保険組合について法人税法上の区分を協同組合等から公益法人等へ区分替えすること（法人税・法人住民税・法人事業税）
- ・ 船主責任相互保険に関する異常危険準備金の積立率を引き上げること（法人税・法人住民税）
- ・ 抵当証券保管機構が発行する「抵当証券保管証」を印紙税の非課税文書とすること。（印紙税）
- ・ 金融機関等が運用する抵当証券の利息に係る源泉徴収課税免除措置の創設（所得税）
- ・ 前払式証券の支払準備金制度の創設に係る非課税措置（法人税）
- ・ 財務会計基準機構に対する寄付金の損金算入等（法人税、所得税）
- ・ 法人事業税の見直し（法人事業税）
- ・ 連結納税制度を導入すること（法人税）
- ・ 連結納税制度の導入に伴う金融持株会社に係る税制の整備（法人税）
- ・ ストックオプション税制の整備（所得税）
- ・ 創業者等に係る申告分離課税の軽減措置について、創業時から保有していた場合には、保有期間に係る要件（公開前 3 年超）の緩和を図ること（所得税）
- ・ 特定目的信託及び特定投資信託の損金算入要件の緩和（法人税）
- ・ 不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資口に対しても株式並みの少額譲渡益非課税制度を適用すること（所得税）
- ・ 金庫株の処分等に係る非課税措置の創設（法人税等）

簡易な納税の方法

(案1) 譲渡金額への源泉徴収制度 + 少額申告不要制度

- 証券会社が源泉徴収（譲渡金額× %）を行った上で、年間の源泉徴収額が少額の場合については申告を不要とする。
- 実譲渡益課税、損益通算や特別控除を希望する者は、申告により源泉徴収税額の還付を受けることができることとする。

(留意事項)

- 譲渡金額の一定割合を源泉徴収するもの（みなし利益課税）。
- 譲渡損が発生した場合も一度税金を納めることになる。
- 税務当局の還付事務負担がある。

(案2) 実譲渡益への源泉徴収制度 + 申告不要制度

- 証券会社が、一定の要件を満たす口座（適格口座、複数可能）において、株式の取得価格や譲渡価格等の記録を保存した上で、実譲渡益による源泉徴収を行い、当該口座に係る取引については申告を不要とする。
- 複数口座間の損益通算や特別控除を希望する者は、申告により源泉徴収税額の還付を受けることができることとする。

(留意事項)

- システム開発にコストと準備期間が必要。
- 既に投資家が保有している取得価格の不明な株式について手当てが必要。
- 税務当局の還付事務負担がある。

(案3) 少額譲渡益非課税制度

- 譲渡益が少額の場合については申告を不要とする。

(留意事項)

- 申告不要（源泉徴収なし）のため制度の適正な運用の確保が課題。

株式等譲渡益及び株式投資信託収益分配金の損益通算等のイメージ

